

【用語の解説】

1 地域包括ケアシステム：団塊の世代全員が 75 歳以上となる 2025 年を目標に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

2 地域医療構想：将来人口推計をもとに 2025 年に必要となる病床数（病床の必要量）を 4 つの医療機能ごとに推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取組み

3 保健医療圏域：都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと（医療法第 30 条の 4）。地域の保健医療ニーズに対して、都民に最も適切な保健医療サービスを提供していく上での圏域として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定する。

※一次保健医療圏（市町村）、二次保健医療圏（事項に詳細）、三次保健医療圏（特殊な医療を提供・都道府県ごとに 1 つだが、北海道のみ 6 圏域、全国で 52 医療圏（2013 年 4 月現在））

4 二次保健医療圏：一般の入院に係る医療を提供。一体の区域として病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定される。全国 344 医療圏（2013 年 4 月現在）、東京都 13 圏域（墨しょ含む・2020 年 1 月現在）。

5 南多摩保健医療圏域（二次保健医療圏域）：都内 13 の保健医療圏域の 1 つ。八王子市、町田市、日野市、稲城市、多摩市の 5 市で構成。

6 高度急性期：急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの。

急性期：急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの。

7 2045 年の医療ニーズ：国立社会人口問題研究所によれば、65 歳以上人口は 2042 年頃にピークを迎え、その後は減少に転じるとされている。一方、高齢化率は引き続き上昇傾向にあると推計されているため、これに伴う医療ニーズも増大すると推測される。

8 当面の 2025 年：第一次ベビーブームが起きた時期（1947（昭和 22）年～1949（昭和 24）年）に生まれた「団塊の世代」全員が後期高齢者である 75 歳以上を迎える年に向けた対応。

9 地域医療構想調整会議及び構想区域別の地域医療構想調整会議：都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（「構想区域等」）ごとに、医療関係者、医療保険者等との協議の場を設け、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議を行う。（医療法第 30 条の 14）

10 回復期：急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの。

11 慢性期：主として長期にわたり療養が必要な患者を入院させるもの

12 訪問看護ステーション：訪問看護とは、看護師が自宅等に訪問して、病気や障がいに応じた看護を行うこと。主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置も行うとともに自宅で終期を迎えたいという希望に沿った看護も行う。ステーションは、訪問看護の事業所のこと。

13 在宅患者訪問診療料算定：在宅の療養を行っている患者であって疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して定期的に訪問して診療を行った場合に算定できる診療報酬で、末期の悪性腫瘍など以外は週 3 回まで算定可能。訪問診療を行う際は患者又は家族等の署名付きの同意書が必要。

14 新生物：この場合、悪性新生物（がん）のこと。

15 循環器系の疾患：血液を全身に循環させる臓器である心臓や血管が正常に働かなくなる疾患のことで、高血圧・心疾患（急性心筋梗塞などの虚血性心疾患や心不全）・脳血管疾患（脳梗塞・脳出血・クモ膜下出血）・動脈瘤などに分類される。

16 プライマリケア：Primary care。緊急の場面の対応から、健康診断の結果についての相談まで幅広く行う医療のこと。

17 地域共生社会：社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

18 診診連携、病診連携、歯科連携、薬局連携：診診連携は診療所（クリニック）と診療所（クリニック）、病診連携は病院と診療所（クリニック）、歯科連携は医科と歯科の連携、薬局連携は医科と薬局との連携。

19 居宅療養管理指導料：要介護状態となった場合においても、可能な限り利用者の居宅において持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、居宅を訪問して心身の状況や置かれている環境等を把握し療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図る目的で提供される介護給付のサービスのこと。指導料は、これについての介護報酬のこと。

20 がん緩和ケア病棟：一般的には、抗がん治療の継続が難しくなったがん患者が直面する心身の苦痛（痛み、悪苦しさ、食欲低下、吐き気、眠れない、体がだるい、不安、悲しみなど）に対して治療やケアを行い、退院を目指す専門的病棟のこと。

21 訪問診療、往診：訪問診療は、寝たきりなどで外来通院をする事が難しい患者のために、医師が診療計画を立てて、定期的に自宅へ往診をすること。往診は、急変時など患者の求めに応じてその都度、往診すること。

22 多摩市高齢者在宅療養支援窓口：入院医療から在宅療養への円滑な移行や安定的な在宅療養生活継続のため、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行う窓口のこと。窓口は、在宅療養患者を支える多職種が連携するためのコーディネート機能を備えており、地域の医療機関・介護事業者等に関する情報の収集・提供や、住民が退院して在宅療養を開始するに当たっての相談対応などの機能を担う。本市には1カ所（多摩市医師会へ委託し、多摩市医師会館内で開設）

23 社協（権利擁護事業）：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない者を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行うこと。市区町村社会福祉協議会等で実施している。

24 在宅療養支援診療所数：在宅療養患者のために、その地域で主たる責任をもって診療にあたる診療所のこと。次のような要件を満たすとともに地方厚生(支)局長に届出て認可される。(多摩市内 11 診療所 2020 年 3 月 1 日現在)

○在宅療養支援診療所の要件。当該診療所において、24 時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患者に提供していること、医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)等と連携していることなど。

25 がん哲学外来カフェ：順天堂大学医学部 病理・腫瘍学教授 樋野興夫氏の提唱により、医療現場と患者の間にある「隙間」を埋めるべく、科学としてのがんを学びながら、がんに関心のある患者を取り入れていくもの。隙間を埋めるために、病院や医療機関のみならず、集まりやすい場所で、立場を超えて集う交流の場をつくることから活動を始められた。多摩市では、多摩センター駅のグリーンライブセンターで、がん哲学外来カフェとして開催されている。

26 一次救急：入院や緊急手術を伴わない医療のこと。初期救急ともいう。

27 「こども深夜診療所」「休日当番医」「休日歯科応急診療」：本市における一次救急の体制

28 三次救急医療：一次救急や二次救急では対応できない重症・重篤患者に対して行う医療のこと。三次救急の指定を受けている病院には救命救急センターや高度救命救急センターが設けられており、24 時間体制で救急患者の受け入れが行われている。

29 二次救急医療施設：24 時間体制で救急患者の受け入れができる病院で、手術治療も含めた入院治療できる。救急医療のための医師、専用病床が整っている。

30 「#7119 救急相談センター」：急なケガや病気をしたとき、救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど、判断に迷う時に専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口のこと。

31 DMAT(災害医療派遣チーム)：災害急性期(おおむね 48 時間以内)に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医師、看護師、業務調整員で構成された医療チームのことで、災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team)の頭文字をとって「DMAT(ディーマット)」と呼ばれている。

32 受援体制(じゅえんたいせい)：特に災害被災地において援助や支援を受けること。災害ボランティアの受け入れを指すことが多い。内閣府は受援を行うことができる「環境」や「知恵」を「受援力」と定義し、その啓蒙普及活動を行っている。

33 DPAT(災害派遣精神医療チーム)：被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、都道府県及び指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(Disaster Psychiatric Assistance Team)の頭文字をとって「DPAT(ディーパット)」と呼ばれている。

34 DWAT(災害福祉支援専門チーム)：災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の高度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員などによる福祉専門職のチームのこと。Disaster Welfare Assistance Teamの頭文字をとって「DWAT(ディーワット)」と呼ばれている。

35 災害時の要配慮者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等を「災害時要配慮者」と定義。

さらに 2031（平成 25）年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等は防災対策において特に配慮を要する「災害時の要配慮者」と定義される。

36 認知症疾患医療センター：認知症の人とその家族を支援する体制を構築するために、医療機関相互や医療と介護の連携の推進するセンター。本市には 1 力所（桜ヶ丘記念病院）

37 薬剤連携：薬局薬剤師と病院薬剤師が連携すること。情報を共有することで、患者が入院してからでも退院してからでも適切な医療を受けることができる。

38 周産期医療：周産期である「妊娠 22 週から生後 7 日未満」までの期間の妊娠経過（にんさんじょくふ）及び胎児・新生児を対象とし、母児の生命に関わる緊急事態への対応も含む、産科・小児科の一貫した総合的な医療のこと。

39 地域周産期母子医療センター：周産期に係わる高度な医療を対象とした医療施設で、産科と新生児科の両方が組み合わされた施設。三次救急医療機関の一つであり、施設の状況により「総合周産期母子医療センター」「地域周産期母子医療センター」として認定されている。

40 周産期連携病院：周産期母子医療センターとの連携の下、ミドルリスクの妊産婦に対応する施設のこと。24 時間体制で自院のかりつけ以外のミドルリスク妊産婦の搬送受入れに対応するとともに、地域の診療所等からの紹介（搬送）や周産期母子医療センターからの逆紹介を受け、産科手術（帝王切開術・子宮外妊娠手術等）や内科合併症のある妊産婦の母体管理等を行う。

41 NICU（新生児集中治療管理室）：NICU（Neonatal Intensive Care Unit）は、新生児集中治療管理室のこと。予定日より早く生まれた早産児や低出生体重児、治療が必要な新生児が入院している集中治療室のこと。

42 GCU（回復期治療室、NICU の後方病床）：GCU（Growing Care Unit）は、新生児回復期治療室のこと。NICU での治療を乗り越え、自宅に帰る準備をしている新生児が入院している。（このため、NICU の後方病床という役割を持つ）

43 MFICU（母体胎児集中治療室）：MFICU（Maternal-Fetal Intensive Care Unit）は、前置胎盤や重い妊娠高血圧症候群など、リスクの高い母体・胎児に対して 24 時間態勢で治療するためのもので、主に各地の総合周産期母子医療センターに設置されている。

44 災害時小児周産期リエゾン（liaison は連携、連絡の意味、仏語）：災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う 都道府県災害医療コーディネーターをサポートする。

45 トリアージ：トリアージ（triage）とは、医療資源（医療スタッフや医薬品等）が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めること。限られた医療資源を最大限に活用しながら治療を行うため、医療機関等では、診療前にまずトリアージが行なわれる。

46 クリニカルパス：クリニカルパス（clinical pathway）とは、検査、手術、投薬、処置、食事、患者指導などを項目ごとに時系列に一覧表示し診療スケジュール表にまとめた診療計画書のこと。

47 「ゆりかご TAMA」妊婦面接：多摩市に住民登録があり、妊娠届を提出し、母子健康手帳を受け取られたすべての妊婦を対象に行っている「妊婦面接」のこと。担当は健康推進課。この面接では、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報や子育て支援サービスを伝える。（2018 年度実績：面接実施率 71.1%（面接実施数 656 人/妊娠届出妊婦数 923 人）

48 東京都立小児総合医療センター：2010 年 3 月に、清瀬小児病院、八王子小児病院、梶ヶ丘病院（精神科）、府中病院小児科が府中市内に移転統合し開設された。総合病院の多摩総合医療センターと同一建物にあり、都立神経病院、府中療育センターも近接している。

49 医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。（全国の医療的ケア児は推計約 1.9 万人（2018 年厚生労働科学研究田村班報告）。本市では 20 人（2019 年障害福祉課調べ）

50 未熟児養育医療制度：体重が 2,000 グラム以下、又は身体の発育が未熟なまま生まれた乳児が、指定養育医療機関において医療（入院）を受ける場合に給付が受けられる制度。

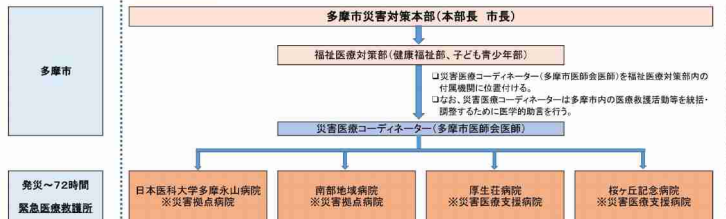
51 地域生活支援拠点：障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するための拠点のこと。

52 こども医療電話相談「＃8000」：子どもを対象とした救急電話相談。急な病気やけがに関して、相談員（看護師）が電話で医療機関を受診すべきかどうかをアドバイスする。原則、都道府県単位で運営されている。

1. 災害時の役割分担
2. 多摩市医師会災害医療マニュアル(抄)
3. 多摩市版地域医療連携構想策定協議会の検討経過
4. 市民ワークショップの開催状況
5. 多摩市版地域医療連携構想策定委員名簿

1. 災害時の役割分担

指揮命令系統



※災害拠点病院(都が指定)
主に重症者の収容・治療を行う病院

※災害医療支援病院
専門医療・慢性疾患への対応を行う病院
区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院

医師会	災害医療コーディネーター派遣/緊急医療救護所参集
薬剤師会	災害薬事センター設置/緊急医療救護所参集
歯科医会	緊急医療救護所参集

72時間～ 指定避難所 (医療救護所③)	多摩第一小学校 多摩第二小学校 多摩第三小学校 蓮光寺小学校 北澤小学校 東寺方小学校 南嶺小学校 聖ヶ丘小学校 西落合小学校 大松台小学校 諏訪小学校 永山小学校 瓜生小学校 東落合小学校 貝取小学校 聖ヶ丘小学校 愛和小学校 多摩中学校 ⑤ 東受室中学校 和田中学校 ② 諏訪中学校 聖ヶ丘中学校 ⑤ 鶴牧中学校 ① 多摩永山中学校 ④ 落合中学校 青陵中学校 ③ 永山高등학교	総合体育館 旧聖ヶ丘小学校 桜ヶ丘コミュニティセンター 諏訪複合教育施設 恵泉女学園大学(体育館) 帝京大学小学校(体育館)
二次避難所 (福祉避難所)	あいクリニック 天本病院 桜ヶ丘いきいき元気センター あいグループホームどんぐり あい小規模多機能施設 あい介護老人保健施設 桜ヶ丘延寿ホーム 白楽荘 養生苑 和光園 デイケアサービスセンターすみれ 高齢者総合ケアセンターケアプラザ多摩 都立多摩様の丘学園 蓮光寺老人福祉館	貝取コミュニティセンター 愛宕コミュニティセンター 聖ヶ丘コミュニティセンター 唐木田コミュニティセンター 三方の森コミュニティ会館 和田・東寺方コミュニティセンター

<訓練について>

・災害時の当市における体制については、表の通りであり、多摩市地域防災計画に位置付けられている。

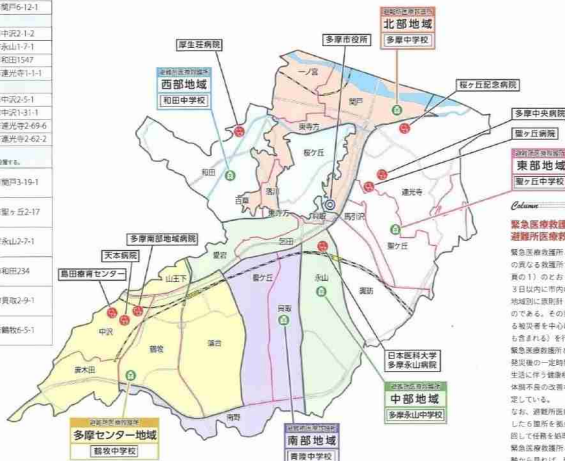
・医師会を中心とした、災害発生時の緊急医療救護所の立ち上げ訓練、トリアージ訓練を毎年実施しており、市、医師会、災害拠点病院を中心とした病院、歯科医会、薬剤師会、柔道整復師会、その他関係機関が参加しており、連携体制、顔の見える関係はできつつある。

出典)多摩市医師会災害医療マニュアル

4 多摩市災害行動マップ

多摩市災害行動マップ

災害対策本部		
多摩市役所	多摩市関戸6-12-1	
緊急医療救護所		
多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	
厚生医療院	多摩市和田1547	
桜ヶ丘記念病院	多摩市蓮光寺1-1-1	
災害医療支援病院		
天本病院	多摩市中沢2-5-1	
島田療育センター	多摩市中沢1-31-1	
桜ヶ丘病院	多摩市蓮光寺2-69-6	
多摩中央病院	多摩市蓮光寺2-62-2	
避難所医療救護所		
急性期（72時間以内）は、以下の6か所に避難所医療救護所を配置する。		
北部地域 一ノ宮・西郷・高川・関戸・東寺方（日丁並を除く）	多摩中学校	多摩市関戸3-19-1
東部地域 蓮光寺・聖ヶ丘・美形沢・高野	聖ヶ丘中学校	多摩市聖ヶ丘2-17
中部地域 永山・東郷・芝山・西郷（1～5丁並を除く）	多摩永山中学校	多摩市永山2-7-1
西部地域 和田・桜ヶ丘・東寺方3丁目	和田中学校	多摩市和田234
南部地域 高野（1～5丁並・東ヶ丘・高野）	青陵中学校	多摩市貝取2-9-1
多摩センター地域 鎌倉・鶴巻・木田・中央・山手	鶴巻中学校	多摩市鶴巻6-5-1



3. 多摩市版地域医療連携構想策定協議会の検討経過

	日 時 場 所	議 題
第1回 策定協議会	・令和元年 8 月 30 日(金) 19 時～21 時 ・特別会議室	(1) 日常医療・在宅医療を支える医療連携(医療介護連携)その1
第2回 策定協議会	・令和元年 10 月 21 日(月) 19 時～21 時 ・特別会議室	(1) 日常医療・在宅医療を支える医療連携(医療介護連携)その2 (2) 災害時・救急の医療連携
第3回 策定協議会	・令和元年 11 月 25 日(月) 19 時～21 時 ・特別会議室	(1) 入院・退院時(転院時)の医療連携 (2) 周産期・小児医療に関する医療連携
第4回 策定協議会	・令和元年 12 月 23 日(月) 19 時～21 時 ・特別会議室	(1) 看取りに関する医療連携 (2) 多摩市の医療の全体像・将来像 (3) 医療連携構想骨子(案)
第 5 回 策定協議会	・令和 2 年 2 月 3 日(月) 19 時～21 時 ・特別会議室	(1) 医療連携構想(案)

4. 市民ワークショップ開催状況

	日 時 場 所	議 題
第1回 市民ワーク ショップ	・令和元年 7 月 28 日(日) 10 時～正午 ・西第 1、第 2 会議室	(1) 「地域の身近な医療」を考えよう① ・健康なときの医療 ・病気やケガのときの医療 ・最期のとき(在宅医療・介護と医療)
第2回 市民ワーク ショップ	・令和元年 9 月 14 日(土) 10 時～正午 ・西第 1、第 2 会議室	(1) 「地域の身近な医療を考えよう」② ・健康なときの医療 ・病気やケガのときの医療 ・最期のとき(在宅医療・介護と医療)

5. 多摩市版地域医療連携構想策定委員名簿

(敬称略・順不同、◎会長、○副会長)

区分	委 員	
専門家 (8名)	① 学識経験者	中央大学法学部教授 ◎宮本 太郎
	② 多摩市医師会	社会医療法人河北医療財団 多摩事業部 事業部長 ○明石 のぞみ
	③ 多摩市歯科医会	多摩歯科医会 副会長 浅井 英夫
	④ 多摩市薬剤師会	南多摩薬剤師会 理事 田極 淳一
	⑤ 訪問看護ステーション 関係者	もろびと訪問看護ステーション 小林 正宜
	⑥ 介護事業関係者	ケアプラン麻の葉 半田 恵利子
	⑦ 東京都南多摩保健所	東京都南多摩保健所長 小林 信之
	⑧ 医療機関関係者	前多摩南部地域病院院長 ○和智 明彦
市民 (2名)	⑨ ワークショップ参加者	高橋 裕子
	⑩ ワークショップ参加者	福島 真
	オブザーバー	一般社団法人 多摩市医師会 会長 田村 豊

事務局

- ・多摩市健康まちづくり政策監
- ・多摩市保健医療政策担当部長
- ・多摩市健康福祉部健康推進課

多摩市版地域医療連携構想

発行：2020（令和2）年3月

発行者：多摩市

〒206-0011 多摩市関戸4-19-5

多摩市健康福祉部健康推進課

電話：042-376-9111